

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 森町 (都道府県: 静岡県)
 本事業の担当部局名 定住推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	森町結婚新生活支援補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,400,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)		
	<p><地域における実情と課題> 森町の人口(国勢調査)は1995年の21,321人をピークに減少に転じている。社人研の推計によると、当町の人口減少は2015年以降も続き、2060年では約10,000人となり、ピーク時の人口から約半数にまで減少するものと見込まれている。 人口減少の大きな要因である少子化の進行は、未婚化・晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、長時間労働、子育て中の孤立感や負担感が大きいことなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要であることから、妊娠・出産、子育て支援というこれまでの段階に加え、その前段階である結婚への支援も含め、一人一人の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが求められている。</p>		
	<p><本個別事業の位置付け> 未婚者で結婚の意思がある町民の割合が69.8%ある一方で、未婚率が高い状況を改善していくために、結婚や出産、子育てについての意識を啓発し、将来の出生数の向上を図る。そして若い世代がそれらを前向きに捉え、相談できる体制を整えるため、「第2期総合戦略における基本目標1『ひと』を育む施策の展開方向(2)『若い世代の結婚・出産に対する意欲喚起』」において ①結婚相談・婚活支援 ②若年者への結婚・出産の啓発 ③結婚支援 ④出産支援 の取り組みを行うこととしている。本事業については、上記取組の③に位置づけられる。</p>		
	(本個別事業における現状と課題)		
(課題への対応)			

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
2. 申請見込								
①新規世帯見込								
上記のうち		5	世帯	左記以外		2	世帯	
ともに29歳以下		3	世帯					
【積算根拠】								
29歳以下 3件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×2/3(補助率)=120万円								
39歳以下 2件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×2/3(補助率)= 40万円								
■令和4年度の実績見込み2件(29歳以下2件(うち1件は1月申請受付))に加え、所得要件の緩和による対象者の増加を加味し、29歳以下を3件、39歳以下を2件とした。								
【令和4年度申請状況】								
(令和 4 年 7 月 ~ 令和 4 年 12 月)								
申請 実績 世帯数 1 世帯								
②継続補助見込								
見込世帯数		継続補助実施の有無		有		世帯		
対象経費支出予定額		0		0		円		
3. 広報の実施予定								
住民生活課窓口・定住推進課窓口でのチラシ配架、町広報誌・町内回覧への掲載、町HP・町公式LINE・同報無線での情報発信、町内企業(金融機関・有力企業)へのチラシ配布・ポスター掲出								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		未就学児童(6歳未満)数	人	766 (R5)
	ファミリーサポートセンター子育て登録会員数(依頼会員・協力会員・両方会員)	人	135 (R5)	98 (R3)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.39((H25~H29)厚生労働省:R2公表値)	
	婚姻件数	件	38((R2)静岡県人口動態統計総覧:R4公表値)	
	婚姻率	%	2.2((R2)静岡県人口動態統計総覧:R4公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	40
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県施設等へのチラシ配架依頼、県サイトでの情報発信 県が作成した父子手帳を母子手帳とともに配布、町主催の生涯学習におけるジェンダー講座等で県の子育て支援策の周知を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内企業へのポスター掲出及びチラシ配布等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。